

よくある質問と回答

(令和8年度白石市競争入札参加資格審査申請)

白石市総務部財政課契約係

番号	申請区分	質問	回答
1	共通事項	「登録者カード」に記載する「※前年度登録番号」とは何ですか。	令和5・6年度に、本市に登録していた場合は令和5・6年度の「資格承認番号」を記入願います。 「資格承認番号」は、「競争入札参加資格承認書」の右上に記載があります。 なお、記入いただく「資格承認番号」は、同じ区分のものを ご記入願います。前年「建設工事」に登録していて、今回 「物品製造・役務の提供等」に初めて登録する場合は、「物 品製造・役務の提供等」の「※前年度登録番号」は空欄にな ります。
2	共通事項	申請書確認票と承認書を送付するために返信用封筒を2枚提出とありますが、例えば「建設工事」と「物品製造・役務の提供等」の2区分を申請する場合は、4枚の返信用封筒が必要でしょうか。	複数の区分を申請する場合、2区分に限らず、3区分を申請する場合でも返信用封筒は2枚で構いません。
3	共通事項	「未納（滞納）がない証明書」が発行されていない場合はどのようにすればよいですか。	「未納（滞納）がない証明書」以外の場合には、直近2年度分の課税されている全ての税目が記載された納税証明書のご提出をお願いします。
4	共通事項	各証明書について、申請日の何ヶ月前に発行されたものが有効ですか。	公的機関が発行する各証明書は、登録申請日の3ヶ月以内に発行された最新の内容のものに限ります。
5	共通事項	都道府県税及び市町村税の「未納（滞納）がない証明書」（又はこれの写し）について、契約行為を本社以外の支店・営業所等に委任する場合、どこの税務署発行のものを提出するのでしょうか。	委任先の都道府県税及び市町村税の証明書をご提出ください。
6	建設工事	「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」は更新の申請中なのですが、現在手元にある通知書の写しを提出すればよいのでしょうか。	「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の有効期間は1年7ヶ月です。現在お手元にある通知書の写しが入札参加資格審査申請の時点で有効であれば、お手元にある通知書の写しを提出してください。 また、有効期間が切れる前に更新後の通知書を当市に提出をお願いします。